

亀山市告示第43号

次のとおり公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成29年3月17日

亀山市長 櫻井義之

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年3月31日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
住山町、上野町、和田町、川合町、みずほ台、能褒野町、布気町、関町新所及び関町木崎の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
関係図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
四日市市楠町北五味塚1085番地の18
北勢沿岸流域下水道南部浄化センター